

戦国秦漢期の大型動産管理

——秦漢出土史料中に見える質行為を中心に——

宗 周 太 郎

【要約】馬牛羊や奴婢といった大型動産管理について、戦国時代には経済的指標として家畜数を把握する考えが存在していた。続く秦代では大型動産売買の際に質と呼ばれる文書を作成し、民間の所有大型動産を把握していたであろうことを指摘した。こうした所有大型動産情報は、戸籍簿と同様に郷において管理されていたであろうこと、公的機関での動産管理の実例から民間所有の大型動産情報についても簿による管理がなされていたことを推測した。続く漢初でも、質の手続きを用いた大型動産管理が行われたことを確認した。また、財産相続時には券が県廷に保存され、必要があれば戸ごとの所有動産情報を確認できたこと、官吏に対しては所有大型動産の価値が錢換算で記録、管理されていたことを示した。大型動産管理の変遷を辿ることで、秦から漢にかけて、人々の所有財産を把握する仕組みが整理され、秦代に既にその核が成立していたことを指摘した。

史林 一〇八卷三号 二〇二五年五月

はじめに

財産には土地や家屋などの不動産のほか、金銭や家畜などの動産が存在する。古代中国で戸籍による人々の管理が進んでいたことは周知のことであり、特に土地などの不動産管理の研究が盛んである^①。

一方、動産の管理については、税に関わる議論を除くと、十分な研究がなされたとはいえない^②。例えば、馬は軍事的に

重要視され、漢代には関中から関外への移動が制限される時期が存在した。^③こうした大型動産の重要性は認められながらも、実際にどのように管理されていたかは、これまで詳細にすることができなかった。漢代の私有財産については鄭顕文・王薈二〇二一に言及があるものの、秦代への言及がなく、財産保護の観点が中心で、動産管理といった観点からの検討は少ない。民間や各官府での動産管理については、典籍史料には末端の経済行為に関する記述が少ないこと、出土史料中にも断片的にしか記述がなかったことが、こうした研究状況の原因となっている。

だが、近年新出の『岳麓秦簡(肆)』において大型家畜の売買に関する法律条文が発見され、大型動産の管理の検討をすることが可能になった。岳麓秦簡は、二〇〇七年に香港の骨董市場で湖南大学岳麓書院が購入した簡牘群で、秦始皇帝期から二世皇帝期の紀年の存在や、秦代の律令を含むことから、秦代研究に活用されている。既に拙稿において『岳麓秦簡(肆)』中の秦律を検討し、大型動産の売買時に行われる質と呼ばれる行為の基礎的な考察、および関連して商取引の管理を論じた。^④大型動産は所有者とともに場所を移動するわけだが、秦漢期の人と物の動きを検討する上でも、動産がどのように管理されたかを考察することは重要である。本稿ではこれらの質の理解をもとに、売買対象である大型動産の管理の側面に着目するとともに、官有の大型動産の管理についても参照しながら、秦漢期の大型動産の管理、ひいては動産管理の仕組みを考察していきたい。^⑤

動産という言葉は、現代では不動産以外のすべての財産を指す語彙だが、本稿では便宜上、奴隸と馬牛羊の大型家畜を大型動産と称し、それ以外の動産は動産とのみ記述する。大型動産に含まれるものは、『岳麓秦簡(肆)』中の質に関する条文での区分に基づいて設定している。これら大型動産が何故質という行為で管理されたか、他の動産と何故区別されたかについては本稿でも言及するが、大型動産の特徴としては、奴婢や馬牛に代表される労働力としての価値があるほか、馬牛羊が放牧される群居性の有蹄類であることから、まとまった頭数が管理され、かつ移動することが前提となっていることがあげられる。^⑥なお、土地や宅地を核心財産、大型動産を特殊動産として一般動産と区別する表現が中国にはあるが、^⑦

日本では一般に用いない語であるため、本稿でも用いない。

- ① 秦漢期の戸籍については鈴木二〇一二、劉欣寧二〇一二、張榮強二〇二三の研究が参考になる。不動産、特に土地制度については税の関連から日本では吉田虎雄、加藤繁、平中荅次といった経済史研究者の先行研究が多数あり、土地制度も含む中国古代経済史研究の整理として重近二〇〇九がある。中国では簡牘史料を用いた李孝林ほか二〇一二、臧知非二〇一七、晋文二〇二一の研究があるが、枚挙にいとま無く本稿での趣旨とも異なるため、逐一取り上げることは避ける。
- ② 動産について、船や車への税、財産税の有無などに関しては平中荅次と山田勝芳の議論をはじめ、先行研究が充実している。詳細は学説史の整理を行った山田一九九三第一章、および算賦に関する第三章、重近二〇〇九を参照。中国では前掲注①でも取り上げた臧知非二〇一七のほか、朱德貴二〇二一の第四章、楊振紅二〇二三がある。
- ③ 漢代初期の法律条文を含む、『二年律令』津関令を用いた馬政研究については、陳偉二〇〇三を参照。
- ④ 宗二〇二三a、二〇二三b参照。また、岳麓秦簡については、正式な考古学的調査を経っていない盗掘簡であり、宮宅編二〇二三の序論に

第一章 先秦期の大型動産管理

第一節 先秦期の大型動産管理認識

君主による大型動産管理について、典籍史料中に先秦期の状況を伝えるものがいくつか見える。例えば、『周礼』において民間所有家畜の把握、帳簿の作成を前提とした記述が見られる。『周礼』は周の名を冠するが、紀元前三世紀後半に

において、岳麓秦簡に含まれる秦律令の真贋や取り扱いへの言及があり、そこにも参照。

- ⑤ 財産管理の側面而言えば家畜以外にも、兵器、車、貨幣、衣服、貴金属や宝石、材木や羽、漆などの工業に要される原料、各種器具などの動産も検討対象であるが、これらは自らの意思で移動せず、繁殖もしないものであり、家畜や奴隸の管理とは必然異なってくる。また、紙幅と史料の都合で省略する。
- ⑥ 大型動産のうち、羊については条文中では省略される場合もあるが、第二章第二節で言及するように、馬牛とあわせて畜官で管理されていたことから、羊も含める。羊は労働力としての価値はさほど大きくなく、価格も奴婢や馬牛に比べ廉価であるが、犬や豚といった他の家畜とは異なり放牧され、飼養する場合は一定以上の頭数を有することが前提となることから、質の管理対象とされたと考えられる。大型動産の持つ価値や特徴に関しては、本稿第一章や第二章で言及する。
- ⑦ 例えば張燕二〇一二など。

表一 郷以下の行政区画名と長官名、家数。『周礼』大司徒による

単位	長官名	家数
六郷		75,000
郷	大夫	12,500
州	長	2,500
党	正	500
族	師	100
閭	胥	25
比	長	5

成立したとされる^①。歴史事実を記したのではないが、先秦期に関する豊富な記述がまとめられており、先秦期における理念を理解するには有用と考えられる。以下『周礼』の動産管理を簡単に整理したい。

職方氏 天下の図を掌り、以て天下の地を掌り、其の邦国・都鄙・四夷・八蛮・七閩・九貉・五戎・六狄の人民と其の財用・九穀・六畜の数要とを并じ、周く其の利害を知る。（『周礼』夏官職方氏）

いる。^②六畜は具体的には馬・牛・羊・犬・豕・鶏の六種とされ、本稿で主に扱う馬牛羊を含む。

司書 邦の六典・八法・八則・九職・九正・九事・邦中の版・土地の図を掌り、以て周く百物を入出するを知り、以て其の財を敘し、其の幣を受け、職幣に入らしむ。凡そ上の財用を用うるに、必ず司会に攷う。三歳、則ち大いに群吏の治を計り、以て民の財、器械の数を知り、以て田野・夫家・六畜の数を知り、以て山林川沢の数を知り、以て群吏の徵令を逆う。（『周礼』天官司書）

司書は王畿内の会計監査を行う官で、版、すなわち戸籍も管理し、三年に一回、六畜の数を調べたとされる。

『周礼』において王の直轄地である王畿内のうち、王城より外側百里の内を郊といい、そこに六つの郷があり、郊の外側二百里までを甸といい、六つの遂が存在する。甸の外には稍・県・都と呼ばれる地域があり、甸を含めた四つが野と総称される。三公王子弟・卿・大夫の采地を除く支配領域は郷系統と遂系統に分かれており、郷系統は六つの郷からなり、郷以下の行政区画は順番に、州・党・族・閭・比という編成になっている。

大型動産の調査・把握は地方行政長官が責任者となっている。

小司徒の職、邦の教法を建つことを掌り、以て國中及び四郊・都鄙の夫家九比の数を稽え、以て其の貴賤・老幼・癡疾、凡そ征役の施舎と其の祭祀・飲食・喪紀の禁令とを并じ、乃ち比法を六郷の大夫に頒ち、各の其の郷の衆寡・六畜・車輦を登し、其の物

表二 遂以下の行政区画名と長官名、家数。『周礼』遂人による

単位	長官名	家数
六遂		75,000
遂	大夫	12,500
県	正	2,500
鄙	師	500
鄆	長	100
里	宰	25
鄰	長	5

を弁じ、歳時を以て其の数をに入れて、以て政教を施し徴令を行わしむ。〔『周礼』地官小司徒〕
小司徒は王畿内の法律や行政を司り、国中にあたる郷の大夫に郷ごとの動産の調査・報告を命じている。大型動産の記録については、郷大夫の監督者である郷師も関与するが、実際の調査は郷の行政長官に相当する郷大夫ではなく、族師が担当している。

族師 各の其の族の戒令・政事を掌る。月吉、則ち民を属^あめて邦法を読み、其の孝弟・睦^{げいん}・学有る者を書く。春秋に酺を祭るも亦之の如し。邦比の法を以て、四閭の吏を帥い、時を以て民を属め、其の族の夫家の衆寡を校^{けう}登し、其の貴賤・老幼・癡疾・任ずべき者及び其の六畜・車輦を弁ず。〔『周礼』地官族師〕

族は郷の三段階下、百家規模の行政単位で、四閭の吏と共に族師が調査をしていたことが分かる。

一方、遂においては、野を統治する遂人、六遂の監督者である遂師が関与するほか、郷系統とは違い、遂ごとの行政長官である遂大夫も関与する。

遂大夫 各の其の遂の政令を掌り、歳時を以て其の夫家の衆寡・六畜田野を稽え、其の任ずべき者と其の施舎すべき者とを弁じ、以て稼穡を教え、以て功事を稽え、其の政令・戒禁を掌り、其の治訟を聴く。〔『周礼』地官遂大夫〕

ただ、実際の調査はより下位の里宰が担うと考えられる。

里宰 其の邑の衆寡と其の六畜・兵器とを比すること^をを掌り、其の政令を治む。〔『周礼』地官里宰〕

遂は郷と同様、六つの遂で構成され、遂以下五つの単位で編成されるが、里はその内の組織で、一里あたり二十五家であった。

これら行政官のほか、徴税官である閭師と県師も動産の記録を管理した。

閭師 國中及び四郊の人民・六畜の数を掌り、以て其の力に任じ、以て其の政令を待ち、時を以て其の賦を徴す。〔周礼〕地官閭師

県師 邦国・都・鄙・稍・甸・郊里の地域を掌りて、其の夫家・人民・田萊の数及び其の六畜・車輦の稽を弁ず。三年ごとに大いに比すれば、則ち以て群吏を致えて、以て廢置を詔す。〔周礼〕地官県師

王畿内を二分し、国中とその近郊六郷を担当する閭師と、その外側の県師という対応関係になる。^⑥ 徴税のほかに、軍事行動や労役管理も行う。

以上引用が長くなったが、『周礼』において、家畜などの数を把握することが前提となっており、「以歳時」とあるように、一年に一回の登記を定めていたことが分かる。行政官と徴税官が動産管理を司るほか、すべての地方行政単位で行われたのではなく、郷では族が、遂では里が実質的な大型動産調査の担当となっており、それぞれの長官が責任を負っていた。ただ、『周礼』で六畜といったとき、『周礼』地官閭師に「凡そ庶民畜せざる者祭に牲無し」とある通り、経済的・軍事的目的というより、むしろ祭礼の犠牲としての価値が求められていることは注意したい。^⑦

稷下の学士によつて齊の管仲に仮託して作られたとされる『管子』にも大型動産に関する記述があり、郷師の業務として六畜を「簡」、すなわち検閲、視察することを挙げている。

郷里を行り、宮室を視、樹藝を観、六畜を簡し、時を以て鈞脩す。百姓を勸勉し、力作して偷するなく、家室を懷き樂しみ、郷里を去るを重からしむるは、郷師の事なり。〔管子〕立政、省官

こここの簡が簿籍を作ることまで意味するかは不明だが、民間所有の六畜を把握する必要があつたのは確かである。なお立政篇の成立は諸説あるが、遅くとも戦国時代の齊においてはこうした発想が存在していたことがわかる。^⑧

六畜人徒 数有り。〔管子〕立政、服制^⑨

これは「衣服有制、宮室有度」などと並んで記述され、望ましい状況として理解でき、「簡六畜」の記述も考慮すると、

六畜や人々の数量を正しく把握することを意味するものだろう。

戦国末の成書とされる、八観篇には六畜の生産数を計すという表現があることから、その数を把握していたことがわかる。

山沢広きと雖も、草木禁する母し、壤地肥ゆると雖も、桑麻数うる母し、薦草多しと雖も、六畜征有るは、閉貨の門なり。（中略）故に曰く、其の山沢を行き、其の桑麻を覩、其の六畜の産を計れば、貧富の国知るべきなり。『管子』八観

たとえ土地が豊かであっても草木や桑麻の管理を行わなかったり、家畜に徴税することは、貨の門を閉ざすこと、即ち経済的利益を損なう行為であって、豊かな国とは言えず、山沢・桑麻の管理、および家畜の生産数を把握することで、貧富の国たるかを知ることができるという。

以上、統一秦以前の内容を含む史料から大型動産管理について検討した。大型動産管理が具体的にどれだけ広く、また実際にどの範囲を対象に行われたかは不明だが、大型動産の把握を行うという発想やその重要性が認知されていたことは言えるだろう。従って家畜の把握は、既に古くからあったと考えられ、数を把握する以上、それが帳簿などの形で管理されたと推測されるが、それがどの規模で、どのように管理されていたかまでは詳らかにしない。『周礼』には多くの記述があるが、その性質上それらをそのまま現実に存在した制度、まして周代の制度とみなすことはできない。『周礼』が成書したであろう戦国時代に受け入れられる記述だったという理解にとどめるのが良いだろう。

こうした大型動産の把握が、いかなる目的によって行われたかを検討する史料として『春秋左氏伝』（以下『左伝』と称す）に興味深い記述がある。節を改めて検討する。

第二節 大型動産管理の目的

『左伝』襄公二五年（前五四八年）に、籍馬という表現がある。

楚の蒍掩おさ司馬と為り、子木おき賦を彫おさめて、甲兵を教えしむ。甲午、蒍掩おさ土田を書し、山林を度はかり、藪沢を鳩はし、京陵を弁はじ、淳園を表し、疆潦きやうらうを数え、偃豬えんちよを規はかり、原防を町し、隰臯せきあうを牧し、衍沃を井す。入るを量り賦を脩め、車を賦し、馬を籍し、車兵・徒卒・甲楯の数を賦す。既に成り、以て子木に授く。礼なり。〔左伝〕襄公二五年)

この記事は、蒍掩が司馬となり令尹の子木の指示を受け、税収および武器の整理・点検をしたことを示すもので、土地の区分整理、それに応じた税の算定、車や馬、武器の割り当て帳簿の作成を行い、帳簿は令尹の子木に渡された。この中に籍馬とあり、戦略的に重要な馬の簿籍を作ったとされている。杜預注に「其の毛色・歳齒を籍疏し、以て軍用に備う。」とあるのは正鵠せいかくを射た解釈であらう。^⑪

当時の楚国は呉と連年の戦争を行っていたとされ、こうした背景から軍事的な需要が高まり、馬の帳簿を作ったと推測できる。具体的にどの範囲を対象としたかは不明であるが、軍事に関する記述が中心のため、軍馬の把握が主な意図であったと思われる。したがって、春秋時代の主要軍事力であった国人たちが所有していた財産を主な対象にしたと推測できる。国人とは、諸侯が居住する都城である「国」の居住者のうち、兵役を負担するものであり、身分としては、卿大夫士といった場合の大夫の下層から士身分の階級とされる。^⑫

なお、秦代以前の公権力による大型動産の把握について、年代が確認できる最も古いものが、この春秋楚のものである。君主による、支配下における大型動産の把握は、軍事的要請および徴税がその目的であろうことがこの史料から窺える。いわゆる君主権の伸長の点から考えても、国によって時間差はあるが、春秋期に次第に各国に広がったと考えて問題なかろう。^⑬例えば、『左伝』僖公十五年（前六四五年）には晋の慶鄭が古のこととして、軍馬は自国産のものをを用いるべきだという主張を引き、鄭国産の馬を戦に用いる晋君を窘めるものがある。^⑭ 実際には他国から輸入することもあったろうが、自国内の軍馬数を把握する需要があったと見なしてよからう。

ただ、ここではおそらく国人の所有する大型動産がその対象であったと考えられる。春秋期、国人層以外の私有財産の

把握については、その存在を確実に示す史料は存在しない。私有財産把握の前提として、支配領域内の住民の把握が必須となるが、春秋時代にそういった調査がどこまで徹底していたか、分かっていない。現状では春秋期の国君による私有財産の把握は限定的だったと考えるのが穏当だろう。

戦国期になると、大型動産と庶人を結びつける『礼記』曲礼下のような記述が見られ、前述した『管子』においても、大型動産が必ずしも軍事とのみ結び付けられたわけではないことがわかる。

国君の富を問えば、地を数えて以て山沢の出づる所を対う。大夫の富を問えば、曰く、宰有り力に食み、祭器・衣服俵らず、と。

士の富を問えば、車の数を以て対う。庶人の富を問えば、畜を数えて以て対う。（『礼記』曲礼下）

力は力役、宰は家宰のことで、大夫の家臣を統率する宰があり、采邑の租税や力役によって財政をまかない、祭器や衣服を自前で調達できることが大夫の富であった。

一方、士の富は車の数によって、庶人の富は家畜の数によってはかることとされ、その対比が明瞭である。車や家畜といった動産が富の指標であるとともに、身分による区別が存在する。また、前節でも述べた『管子』八觀篇には、六畜の把握と経済的効能を結びつけた記述が見られ、大型動産の把握が経済的に意味を持つことが書かれる。

こうした記述から、戦国期において経済的効能を求める観点から、被支配者層が所有する車や大型動産を把握しようとする傾向が指摘できる。全面的に調査・課税がなされたとする確証はないが、軍事的目的に加えて経済的目的が重視され、より広く動産を把握しようという認識が戦国期に広がっていたことは指摘できよう。ただそれらを国家が事細かに管理する段階にはなかったようである。

さて、限られた伝世史料のなかから推測を重ねて大型動産管理を検討してきたわけだが、出土史料の増加によって特に秦漢期の大型動産管理については新たな知見を得られるようになってきた。次章では秦代的大型動産管理に関して、質の議論を中心に検討していく。

①『周礼』の性格や成書時期については山田崇仁(二〇〇六)を参照。

②『周礼』では会計に関する「要」は月計の意味で用いられる事が多いが、以下本文で引用するところ、動産調査は歳次を以て行われるため、この要は概要の意味で理解した。

③『周礼』における王畿内の区画、および国中と野の關係については、曾我部一九八三によった。

④郷師之職、各掌其所治郷之教、而聽其治。以国比之法、以時稽其夫家衆寡、弁其老幼・貴賤・癘疾・馬牛之物、弁其可任者乎其施舍者、掌其戒令糾禁、聽其獄訟。(『周礼』地官郷師)

⑤遂人掌邦之野。(中略)以歲時稽其人民而授之田野、簡其兵器、教之稼穡。(中略)以歲時登其夫家之衆寡及其六畜・車輦、弁其老幼・癘疾与其施舍者、以頒職作事、以令貢賦、以令師田、以起政役。(『周礼』地官遂人)

遂師各掌其遂之政令・戒禁、以時登其夫家之衆寡・六畜・車輦、弁其施舍与其可任者。經牧其田野、弁其可食者、周知其數而任之、以徵財征。作役事、則聽其治訟。(中略)賓客、則巡其道脩、庀其委積。(『周礼』地官遂師)

⑥県師の管轄区域はおおむね野に相当するが、郷が存在しない近郊五十里も含む点で一般的な野とは異なる。また、徵稅官である閭師と県師について、その名に冠する閭と県が地方行政単位の一つであることから、一見その行政単位の範囲内に管轄するように思われるが、行政単位としての閭と県の範囲と、閭師と県師の管轄範囲は一致していない。『周礼』地官大司徒によれば、閭は郷に属す単位で二五家の規模、地官遂人によれば、県は遂に属す行政単位の一つで二五〇〇家の規模であるが、閭師と県師の管轄区域は閭師が六郷(七万五千家)、県師がその外側の地域となっており、行政単位としての閭や県の範囲とは一致しない。『周礼』大司徒などの整理された記述がある一方で、

個々の官職の記述についてはまた別の史料に基づいていた事が窺え、『周礼』が複数の素材に基づいて成立したために、生じた矛盾だといえる。

⑦家畜を犠牲に捧げる事に関して、考古学の立場からの研究があり、時代や地域による差異はあるものの、本稿で取り上げる戦国から秦代についても広く動物供儀が行われたという。岡村二〇〇五、第六章参照。文字史料では夙に殷代卜辞に多く見られ、そこでは様々な家畜を犠牲としていた。羅振玉一九二七、下巻六〇〇六二頁、郭沫若一九八二、第三篇第一章参照。そのほか『周礼』の春官牛人・雞人、夏官羊人、秋官犬人にもそれぞれ犠牲に捧げる用務が記述される。

⑧以下、『管子』諸篇の成書年代は基本的に金谷一九八七による。立政篇は経言に属し、相対的に古い内容を保存していると言われており、郷師の記述内容も、戦国時代より遡る時代の記憶を残すものかもしれない。

⑨『荀子』王霸に類似の表現があるが、そこでは「使衣服有制、宮室有度、人徒有数、喪祭械用皆有等宜。」とあり六畜は述べられない。『荀子』では人徒は徭役に服している人を指し、官に関する事柄に限定しているため、六畜はふさわしくないとして除かれたものか。人徒については他に庶民を意味する事もあり、『管子』の人徒がどちらを指すのか明瞭でない。「簡六畜」の記述を考慮して広く庶民の事として理解したが、『荀子』のように官が動員した徒の数を管理する意味の可能性もある。

⑩尹注は征を賦の意味とし、安井息軒もそれに従う。ただ、話の流れとしては放任主義で管理しない事を戒めるものであり、徵稅するという解釈は文脈とやや合わない。諸本を見ても文字の異同はないためひとまず上記解釈に従うが、伝世の過程で本文に何らかの誤りが生じた可能性がある。

⑪ 正義では籍は賦とともに税の事だとするが、この賦は土地収入に応じて兵役としての賦を定めるという意味であり、所有する車に税を課すものではないだろう。所有財産に対する税が春秋期に存在したか否かについては確たる証拠がなく、この籍字を課税の意味で解釈する可能性は低いと考えられる。

⑫ 当時の楚国の事情については吉本二〇〇五、三五一頁参照。

⑬ 国人については吉本道雅氏の見解に従った。吉本二〇〇五、中篇第二章参照。

⑭ 『左伝』の成書は戦国時代中期とされ、既に諸先学が指摘しているとおりの重層的な成立を想定すべきで、すべての記述を春秋期の実態を

表すものと見なす事はできない。特に君子の評などは戦国以降のものと考えらるべきであるが、そうした部分以外の叙事部分については春秋時代の状況を伝える部分も多い。詳しくは吉本二〇〇二、小倉二〇〇三、野間二〇一〇を参照。

⑮ 慶鄭曰、古者大事、必乘其産、生其水土、而知其人心、安其教訓、而服習其道、唯所納之、無不如志。今乘異産以從戎事、及懼而變、將与人易、乱氣狡憤、陰血周作、張脈僨興、外彊中乾、進退不可、周旋不能、君必悔之。『左伝』僖公十五年

⑯ 曲礼の成立およびその性格については吉本一九九九を参照。氏によると『左伝』より遡り、前四世紀中葉の作とされる。

第二章 秦代の大型動産管理

第一節 秦代の質と大型動産管理

本章では秦代の大型動産管理を検討していく。秦代において民間の大型動産売買に官が関与する事例が見つかっている。『岳麓秦簡（肆）』中の秦律には、質と呼ばれる大型動産売買に関する行為が存在する。^①質は大型動産売買の際に、市吏に申告する行為であるとともに、その際に作成される証明書であり、それは大型動産の所有権に関わる文書でもあった。質字自体の考察は別稿で行っており、^②そちらも参照されたい。行論の都合上、一部別稿と重複する内容もあるが、本章では特に動産管理の側面から、検討を加えたい。

先行研究では、質字については質入れとの関係の他、官府に支払う質銭との関係が注目され、その性格が税金であると考えられてきた。だが、別稿において、『岳麓秦簡（肆）』金布律の記述を整理し、大型動産売買の際に行われる質という

手続きが、大型動産の財産登記に関係することを明らかにした。質が財産登記に関わることの詳細は別稿を参考していただきたいが、簡単に説明すると以下の通りになる。

まず、『岳麓秦簡（肆）』金布律に馬や牛などの大型動産の売買に際して質をするという条文が存在する。この質は一種の売買証明であるとともに、財産登記の手続きでもあり、市亭で二十二銭を支払って質文書を作成し、その後、自分の郷に帰ると改めて質の手続きを行う必要があった。

本章ではこの『岳麓秦簡（肆）』の質と呼ばれる大型動産に関する財産登記行為から、秦代の大型動産管理を検討していく。以下、『岳麓秦簡（肆）』を中心に、具体的な大型動産管理の状況を検討する。『岳麓秦簡（肆）』金布律の細かい部分の解釈については、前述の別稿で詳述しているため、そちらを参照いただきたい。

秦が戸籍によって人々を管理していたことは周知の事実であり、秦の法律にもそれが規定されている。『岳麓秦簡（肆）』には戸籍情報の申告に関する条文が存在し、成人男子にくわえ、女性や子供も官吏に申告する必要がある、人々の居住区である里の世話役である、里典や里老が戸口情報の申告に携わっていた。秦代の地方末端の行政組織は、邑内の郷部とその外部の田部に分かれ、耆夫と呼ばれる役所の長官が里典や里老に監督責任を有していた。戸口情報の申告の不正には、関係する人物への罰則が設けられ、罰金刑である質のほか、ひげをそり落とす耐刑を財物で購う贖耐などが課せられた。なお、県道とは行政区画のことで、道は少数民族である蛮夷の地域を指す。

□、郷部吏質一甲、占者贖耐。莫占吏数者贖耐。典・老占数小男子年未盈十八歲及女子、県道耆夫諱、郷部吏質一盾、占者質二甲。莫占吏数者質二甲。（『岳麓秦簡（肆）』11～12）

……郷部の役人は質一甲、申告した者は贖耐。役人に戸口情報を申告しなかった者は贖耐。典・老が不正に申告したのが十八才未満の小男子や女子についてであったならば、県道の耆夫は譴責処分、郷部の役人は質一盾、申告した者は質二甲。役人に戸口情報を申告しなかった者は質二甲。

こうした戸籍情報は基本的に自己申告だったと思われるが^③、里典や里老には自分の管轄地域において様々な管理義務があった。例えば尉卒律に

尉卒律曰、為計、郷嗇夫及典・老月辟其郷里之入穀・徒除及死亡者、謁于尉。尉月牒部之、到十月乃比其牒、里相就毆（也）以會計。〔岳麓秦簡（肆）〕140-141

尉卒律。計簿を作成するにあたっては、郷嗇夫および里の典・老が月ごとにその郷・里の新生児、転居した者、叙任されたもの、および死亡者を調査し、尉に報告する。尉は月ごとに牒に記してまとめ、十月になるとその牒をならべ、里ごとにまとめたならば集計する。〔岳麓秦簡（肆）〕140-141

とある。里典・里老は郷里内の計簿作成事務にも携わっており、嬰兒や転居者、叙任者及び死亡者といった郷里内の人々の戸籍情報を調査し、県内軍政機構である尉に報告する必要があった。

このように秦では戸籍によって人々を管理していたわけだが、戸籍と所有大型動産の関係について、『岳麓秦簡（肆）』金布律では、以下のように書かれる。

買及売馬牛・奴婢它郷・它県、吏為取伝書及致以婦及免、弗為書、官嗇夫吏主者、貲各二甲、丞・令・令史弗得、貲各一甲。其有事関外、以私馬牛羊行而欲行売之及取伝売它県、県皆為伝、而欲徙売它県者、発其伝為質。〔岳麓秦簡（肆）〕198-200^④

馬牛や奴婢を他郷・他県で売り買いつくときは、（所屬地の）吏は取伝書および致をつくり、婦省や免官に際し、文書を作成しなければ、官嗇夫・担当官吏はそれぞれ貲二甲、丞・令・令史が察知できなければ、それぞれ貲一甲。関外で用務がある折に私有の馬牛羊をつれて行き、道中で売ろうとする、および伝を取得して他県で売ろうとするときには、いずれも（黔首の所屬する）県が伝を作成し、そして他県にうつって売場合は、（他県において）その伝を開封して質を作成する。

一般の民である黔首が、馬や牛・奴婢を他県や他郷で売する場合、まず吏に伝や致の発行をする必要があった。通行証の発行を怠ると、担当官吏のほか、長官である官嗇夫や、県令、次官である丞、書記官である令史が罰金刑とされた。伝や致

は通行証であり、売買が完了すれば、作成した伝を確認して、質文書を作った。伝の仕組みについては特に漢代における研究蓄積が豊富だが、この『岳麓秦簡（肆）』の記述でも自県で通行証を依頼し、発行したことが分かる。池田二〇二二が指摘する通り、秦代において戸籍の正本は郷にあると考えられるため、郷に確認を取って通行証を作成したと考えられる。

この伝には本人情報は当然として、随伴する大型動産の情報も記載され、売買の際は伝の内容を確認して、不正がないか調べたと考えられる。こうした伝の作成は、戸籍情報とともに所有する大型動産の情報が官によって把握されていないと不可能であり、秦代には戸籍情報と大型動産の情報が紐付けられて管理されていたと考えられる。

さて、馬や牛の売買は市で行われ、そこで質も行われた。

黔首売奴婢（婢）馬牛及買者、各出廿二錢以質市亭。（中略）自告、吏弗為質、除黔首。（『岳麓秦簡（肆）』200～203）

黔首が奴婢・馬牛を売る、および買う場合には、それぞれ二十二錢を出して市亭で質をする。……（黔首が）自ら（不質を）申告したのに、官吏が質を作成しなかったならば、黔首の罪を免除する。

売買が完了したら、黔首は市亭と呼ばれる場所で二十二錢を支払い、質を行った。そして市亭で官吏が質文書を作成することになっていた。

売奴婢（婢）・馬・牛者、皆以帛書質、不從令者、貲一甲。（『岳麓秦簡（肆）』205～206）

奴婢・馬牛を売る場合、いずれも帛に質を書き、令に従わない場合は、貲一甲。

質文書の作成に際しては、帛に書くことが定められていた。売買時に売買成立の証として作成されるものに券があるが、券は数量を示すための刻みである、刻齒を必要とするため、木や竹で作成される。本条文から、質文書と券が異なる物であることが分かる。^⑦

売買成立後、売買者は自身の郷に帰り、改めて郷で質を行った。

質奴車（婢）・馬牛者、各質其郷。（『岳麓秦簡（肆）』203）
 奴婢・馬牛の質をする場合、それぞれ自分の郷で質をする。

「各」とあることから売買双方がそれぞれの所属する郷で質を行うことを規定している。前述の通り郷には戸籍の原本とともに、所有大型動産情報及管理されていたと考えられるため、所有財産の変更を登記したものと思われる。

以上の手続きを経て、大型動産の売買は完了し、質行為を通じて、郷に保存される民間所有大型動産情報の書き換えが行われた。この想定に大過なければ、質文書には売買した大型動産の情報が書かれ、売買が不正無く行われたことが記されたと考えられる。

質には、売買者本人以外にも、典や老も責任を負っていた。典・老が戸籍管理に責任を負っていたことは前述したとおりだが、以下の『岳麓秦簡（肆）』からは彼らが「占質」を行っていたことが知られる。

（前簡欠）老為占者、皆罾（遷）之。舍室為里人盜完馬・牛・人、典・老見其盜及雖弗見或告盜、而為占質、黥為城旦、弗見及莫告盜、贖耐、其伍・同居及一典、弗坐。（『岳麓秦簡（肆）』204～205）

……老が申告した場合は、いずれも遷刑とする。舍や室が里人のために馬牛・人を不正に売り、典・老がその不正を見たのに、および見てはいないが不正を告げるものがあつたのに、質を申告したならば、黥して城旦とする。見ておらず、不正を告発するものがいなかったならば贖耐とし、その伍人・同居、および典の一人は、罪に問わない。

前段欠落のため詳細は不明だが、ある条件下で大型動産を売買する際、典や老は占質をする必要があつた。この時、盗品について、盗まれた事情を知っているながら占質した場合、典や老は黥（入れ墨）されて城旦の身分にされ、さらに事情を知らない場合においても贖耐となつた。占は申告するの意味であり、占質は質に関する申告であらうが、具体的にどういうことを申告したかは明らかでない。ただ、大型動産売買に関することから、この質が大型動産売買の質であることは疑いなく、売買が行われたことを申告することが占質であらう。

占について、典が財産譲渡に際し占している事例がある。以下の里耶秦簡では士伍の広が自身の財産である成人・未成年の奴婢や銭などの財物の譲渡を自ら述べており、典の占は、申告した財産の内容に問題が無いことを示すものだと考えられる。二〇〇二年、湖南省龍山県で発掘された秦代の古井戸から発見された里耶秦簡は、秦代の行政文書であり、始皇帝から二世皇帝の時期に当たる。

卅五年七月戊子朔己酉、都郷守沈爰書、高里士五（伍）広自言、謁以大奴良・完、小奴嚙・饒、大婢闌・願・多・□、禾稼・衣器・錢六万、尽以予子大女子陽里胡。凡十一物、同券齒。

典弘占。（背面略）（里耶秦簡 81・134）

（秦始皇 卅五年（前二二二年）七月戊子朔己酉、都郷守の沈が爰書する、高里の士伍広が自ら言うことには、大奴の良・完、小奴の嚙・饒、大婢の闌・願・多、□禾稼衣器錢六万を、すべて子の大女子陽里の胡に与えたく、請い申し上げます。すべてで十一物、券齒と同じ。典の弘が申告します。

占字自体は申告の意味にすぎないが、典や老の占については、その内容に不正がないことを保証する意味があったと考えられ、占質も同様の性格を持っていたと推測できる。なお、通常の市での売買に際して、自郷に戻ってきたときに行う質にも、典や老の占質が必要であったかは明らかでない。

以上、いささか長くなったが、大型動産売買に関わる質と、占質について検討してきた。質を通して秦がどのようにして人々の大型動産売買を管理していたか、制度上は理解することができたと考える。また、市亭や郷で質を行うことや、典・老の占質といった煩雑なプロセスによって、不正な売買の発覚にも一役買っていた。実際に質に際し、盗みが発覚した例が、一九八三年、湖北省の前漢墓から出土した張家山漢簡中の、裁判文書である『奏讞書』¹⁰に存在する。漢簡ではあるが、秦代の事例として記録されており、秦代には不正売買防止としても質が機能していたことが分かる。

さて、これまで民間での大型動産の売買時に関して検討してきたが、売却によらない形での処分や損失という場合も、

当然あったと考えられる。例えば、讓渡・生前贈与の際には券を作成していたことが知られ、これについては第三章第二節で言及する。また、私奴婢を主人の意思で殺害する場合も、官に申告する必要があったことが、『史記』田儋列伝に記される。

田儋いん詳くわりて其の奴を縛するを為し、少年を従えて廷に之き、謁えつげて奴を殺さんと欲す。狄の令を見るや、因りて令を撃殺す。（『史記』田儋列伝）

これは秦末のことで、狄鼎の長官をおびき寄せるために偽って奴隷を殺害しようとした事件である。集解に引く服虔注に「古え奴婢を殺すは皆当に官に告ぐべし。」とある通り、私奴婢であつても無断で殺害することはできず、官の許可を得る必要があつた^⑪。

このように、奴隷の処分は官に申告する必要があつたが、馬牛羊についてはよく分かっていない。年ごとに繁殖をし、頭数も少なくないため、都度行つていたとすると煩雑であり、年に一回など、定期的な調査で把握していたものと思われる。こちらは第三章第二節にて言及する。

以上、本節では法律条文の検討から秦では民の所有大型動産情報を把握していたことを推測した。次に実態としてそれらの情報をどのような形で管理していたかを明らかにしたいが、残念ながら秦代に直接的にそれを示す史料は現在存在しない。ただ、湖南省沅陵県で発掘された、漢代文帝期の沅陵虎溪山一号漢墓出土の「計簿」簡には

民牛廿八 □ (145)

民船五丈以 □ (146)

と民間所有の牛の数が把握されていることが分かる。なお、ここに示される数は非常に少なく、沅陵侯国の民間所有の全ての数量とは考えられないため、臨時で徴発した数量など、ある特定の事情に関する記録と思われるが、詳細は不明である。船については断簡ではあるが、民間所有の船も把握していたであろうことにくわえ、時代は後になるが、『史記』平

準書によれば、主に商人に課した財産税である武帝期の算緡令には、五丈以上の船が一算に相当すると書かれていることから、所有財産調査に関係する可能性が高い。

民間所有の大型動産情報の実態に関しては以上の検討が限界となるが、官有の大型動産の管理については秦代の史料がいくつか存在する。官有大型動産の管理の具体例を確認することで、当時の管理方法を考察していく。

第二節 秦代官有大型動産管理

前節では秦代における大型動産の売買および民間大型動産の把握について検討を進めた。ここでは民間の奴隸や馬牛といった大型動産を秦が把握していたことを明らかにした。

本節ではそうした情報の管理が具体的にどのように行われていたかを理解するために、官有家畜や奴婢などの大型動産の管理を見ていく。本節で取り上げる里耶秦簡には、秦代の行政文書が多数含まれており、洞庭郡遷陵県の役所における各種業務を理解するのに有用である。その中に官有の動産を集計したことを示す史料が確認される。秦代において、家畜は重要度によって区別され、馬牛、羊、犬ほかの三つの区分があり、これらの家畜は倉および畜官で管理されていた。

倉曹計録	器計	馬計
禾稼計	錢計	羊計
貸計	徒計	田官計
畜計	畜官牛計	凡十計

史尚主（里耶秦簡8-481）

この倉曹計録に加え、後述する里耶秦簡8-490+8-501簡の畜官課志の中に馬牛羊の誕生・死亡に関する課があることから、秦の官有家畜の管理は二つの組織に分担されており、畜官では馬牛羊の管理、倉ではその他の畜産動物の管理と分

かれていたことが分かる。倉が財物を含めた広範な物品の管理を行うのに対し、畜官はその名の通り畜産動物の管理、なかでも牧畜を要する馬牛羊の管理を主に行っていたと考えられる。なお、倉曹計録に入っているが、畜官が倉の下部組織というわけではない。曹は県廷に存在するため、この計録も遷陵県が単位だと考えられる。¹²⁾

以下の簡では、遷陵県下にある式春郷や倉の所有する家畜として、犬や豚、鶏の数量が記されている。106簡は式春郷が飼育すべき家畜の定数（員）と考えられ、同様の畜員を示す簡牘が里耶秦簡中に多数見られる。¹³⁾例えば倉畜員である10706簡には「少」やチェックマークと思しき印があり、現有の家畜数が記されており、こうした各官の家畜数を示すデータを集計し、倉の畜計が作成されたと考えられる。

式春郷畜員		牝犬一
牝鹿一		牡犬一
獾一		雌雞五
獾一		雄雞一（里耶秦簡106）
倉畜員		牝犬一 牡□二見
牝鹿二少		牡犬一
獾一		雌雞一少
獾一		雄雞二少
		（里耶秦簡10706）

注目されるのは雌雄が明記されていることで、このことから繁殖を目的としていたであろうことが推測される。用途は基本的に食用と推測されるが、祭祀の犠牲用の可能性もある。動物供儀について、岡村二〇〇五によれば、秦墓に馬牛羊の頭骨埋葬が見られる他、楚墓では牛羊豚のほか、鶏や魚類、犬肉が埋葬されたという。¹⁴⁾こうした祭祀犠牲などのために、飼育すべき数が定められ、ある程度安定的に供給できるようにしていたと考えられる。

また、一九七五年に湖北省雲夢県で出土した睡虎地秦簡には、秦の法律に関する記述が含まれ、その中の『秦律十八種』倉律に鶏、犬、豚を飼う様子が伝えられ、こうした小型の家畜の管理に倉が携わったことが確認される。

畜鶏離倉。用犬者、畜犬期足。猪・鶏之息子不用者、買（売）之、別計其錢。倉（『秦律十八種』倉律33）

鶏を飼育するときは穀倉から遠ざける。犬を用いる場合は、犬を飼育するのに十分な量の餌を準備する。豚・鶏の子供で不要な場合は、これを売却し、別にその錢を帳簿に付ける。

以下の倉課志では徒隸が毚や鶏狗などと並べて表記されていることが注目される。

倉課志

作務産錢課

畜毚雞狗産子課

徒隸行繇（徭）課

畜毚雞狗死亡課

畜鴈死亡課

徒隸死亡課

畜鴈産子課

・凡

徒隸産子課

（里耶秦簡8-664）

課は勤務評定を意味し、この簡はそうした考課結果に関する記録と考えられる。徒隸は刑徒を指し、特に秦代では城旦春・鬼薪白粲・隸臣妾を指す。¹⁵ 徒隸の管理については既に先行研究があり、鷹取二〇一三は里耶秦簡の記述を元に、城旦春や鬼薪白粲が司空の管理下に、隸臣妾が倉の管理下にあったと述べる。倉に所属する隸臣妾のほか、県内の各官で飼育されている家畜の帳簿管理も、倉の官吏の勤務評価につながっていたことがわかる。

以下の里耶秦簡は、官有徒隸の購入に関するものである。

卅二年九月甲戌朔朔日、遷陵守丞都敢

以朔日上所買徒隸数守府。・問

敢言之（正画）（背面略）（里耶秦簡8-664+8-1053+8-2167）

三十二年（前二二五年）九月甲戌朔の朔日、遷陵守丞の都が……購入した徒隸の数を朔日に太守府へ上申せよ……。

この簡からは月ごとに購入徒隸の数量がまとめられ、月の朔日に遷陵県から郡の太守府に報告したことが分かる。官有大型動産の情報が、県に送られ管理されたことは明らかであろう。こうした徒隸購入の実例としては以下の簡がある。

廿九年少内□

買徒隸用钱三万三千□□

少内根・佐之主。□（里耶秦簡 9-1406）

二十九年（前二一八年）少内……徒隸購入の支出錢、三万三千……少内の根・佐の之が担当する。

少内は金銭の出納を管理する部署で、少内からの出納により徒隸を購入したことが分かる。土口二〇一五aによれば、県下の官には少内・倉・司空・庫などがあるという。

以上のように倉では徒隸や豚、犬、鶏などの家畜が管理されていたのに対し、畜官では馬牛羊が管理された。以下の畜官課志ではその出産・死亡の課がまとめられている。

畜官課志

畜牛死亡課

徒隸牧畜死負・剥壳課

畜牛産子課

徒隸牧畜畜死不請課

畜羊死亡課

馬産子課

畜羊産子課

・凡八課。（里耶秦簡 8-190+8-501）

上述の倉での課同様、畜官で所有する動産の増減の把握は勤務評定上必須とされた。また、このなかには「徒隸牧畜死負・剥壳課」とあるように徒隸が牧畜していた家畜で、死んだものの賠償や分割売買も評価の対象とされている。馬牛羊の肉や皮など、適正価格で売却したか否かも考査の対象となつたのであろう。¹⁷⁾

なぜ馬牛羊のみが畜官で管理されたかについては、恐らく動物の特性によるものだと考えられる。馬・牛・羊は群居性の有蹄類であり、基本的に放牧される草食動物であるため、一年中畜舎に居るわけではない。実際に里耶秦簡には他郡に放牧に行っている事例が見つかっている。畜官の作徒簿と思われる簡に、

卅年十二月乙卯、畜□□□作徒簿（簿）。（中略）【一人】牧馬武陵、獲。一人牧牛、敬。一人牧羊、□。（後略）（里耶秦簡 8-199+8-688+8-1017+9-1895 背）¹⁸⁾

とあり、遷陵県がある洞庭郡から武陵郡に馬牛羊を放牧しにいつている。牧畜業としての専門知識や技能のほか、県を跨ぐ移動を行うことから、特に畜官が設けられたと考えられる。畜官守の守とは守官のことで、守官は代理の官を意味する。里耶秦簡では機関名＋守の場合は機関の長官の守官を意味するため、畜官も長官である畜夫が置かれた官の一種と判断できる。¹⁹⁾

睡虎地秦簡『秦律雜抄』の中には牛や羊の繁殖の評価において、繁殖ノルマが存在した。

牛大牝十、其六母（無）子、貲畜夫・佐各一盾。●羊牝十、其四母（無）子、貲畜夫・佐各一盾。●牛羊課。（『秦律雜抄』31）
成熟した牝牛十頭のうち、六頭に子が産まれなければ、畜夫・佐はそれぞれ貲一盾。●牝羊十頭のうち、四頭に子が産まれなければ、畜夫・佐はそれぞれ貲一盾。●牛羊課。

牛なら雌の数に対し四割以上、羊なら六割以上の頭数を繁殖させなければ、畜官の長官である畜夫と、それに次ぐ佐の双方に罰金が科された。

これらの動物の種類による区別を検討するうえで、興味深い史料が以下の睡虎地秦簡『效律』である。

計脱実、及出実多於律程、及不当而出之、直（値）其賈（価）、不盈廿二錢、除。（中略）人・戸・馬・牛一以上為大誤。（『效律』58～60）

会計の際に貯蔵物を書き漏らす、および貯蔵物の支出が規定より多い、および支出すべきでないのに貯蔵物を支出した場合、その

価格を換算し、二十二銭未満であれば、罪を免除する。……人・戸・馬・牛が一以上誤ったならば、大誤とする。

ここには会計の数字に誤りがあった場合、その対象によって罪の軽重が変わることが明記され、人・戸と並んで馬牛の計上ミスが大誤とされ、他の物とは区別されていた。大型動産の中でも馬牛の重要性を示す史料といえる。畜官の管理する動物のなかでも、馬牛と羊では区別されているのは、前者が運搬といった労働に関連する動物であるのに対し、羊は毛皮や肉、乳といった消耗品としての価値が主の動物であることによると考えられる。

また、『岳麓秦簡（卷）』所収の『為吏治官及黔首』には官吏が行うべきことや注意事項が列挙されているが、その中に馬牛羊の畜産が挙げられる。他の畜産動物にも言及しており、区別されているのは確かであり、動物の種別による管理の区別が行政上でも意識されていたことが分かる。

以上、秦簡に見える官有大型動産の管理を検討した。動物の種類によって管理する官も異なり、畜官では大型かつ放牧を要する家畜が、倉では比較的小型の家畜が管理されていた。そのほか徒隸も家畜と同様に管理され、馬や牛などの家畜と同様、官有の財産とみなされていた。これらの大型動産は計簿の形でまとめて管理され、数量に誤りが生じないように正確に管理されたと考えられる。

① 岳麓秦簡については前掲はじめに注④参照。

② 宗二〇二二a。

③ 諸（^レ）民皆自占年。小未能自占、而毋（無）父母・同産為占者、吏以□比定其年。自占、占子・同産年、不以美三歳以上、皆耐。（二年律令『戸律』326-329）

④ 『岳麓秦簡（肆）』金布律の釈字や理解については宗二〇二二aを参照。

⑤ 伝に関する研究蓄積は多いが、最近の研究では鷹取祐司氏の一連の研究が参考になる。本稿における伝などの通行証の理解は、鷹取氏の

見解によっている。鷹取二〇一七・二〇一九を参照。

⑥ 池田二〇二一、第七章二四六頁参照。

⑦ 質と券については既に別稿で論じたことがある。宗二〇二二b参照。

⑧ 「舍室為里人盜売馬・牛・人」について、別稿では盗売の主語であるため、舍室を舍や室、舍人や室人の意味と訳したが、いささか唐突ではある。整理小組は場所と理解し、その場合は市外での売買を想定したものになるが、そうした行為が許されていたかは定かでない。この条文前段の欠簡に関連する記述があったと思われる、例えば同一郷内での売買や代理人による売買など、ある条件下においては典や老が占

質を行う必要があり、市亭において市吏の前で行う質行為とは別に行われたと考えられる。

- ⑨ 城旦などの秦代の身分刑については鷹取二〇〇八を参照。鷹取氏は、一般に勞役刑とされる司寇や隸臣妾、鬼薪白粲、城旦舂が、士伍などの爵位を指標とする身分序列上の位置を示すもので、これらの刑罰が身分の貶降が第一義的制裁である身分刑だと指摘する。

- ⑩ 四月丙辰、黥城旦講气(乞)鞠、曰故樂人、不与士伍(伍)毛謀盜牛、雍以講為与毛謀、論黥講為城旦。覆視其故獄。元年十二月癸亥、亭慶以書言雍廷曰、毛買(売)牛一、質、疑盜。謁論。〔秦獻書〕案例十七)

- ⑪ 官に奴婢の処分を頼む類似の例として、私的な隸属者を処分し官に払い下げるとする秦簡の事例がある。睡虎地秦簡『封診式』の告臣に「爰書。某里士伍(伍)甲縛詣男子丙、告曰、丙、甲臣、橋(驕)悍、不田作、不聽甲令。謁買(売)公、斬以為城旦、受買(価)錢」とあり、私的な隸属者である臣を官に売り渡し、城旦の身分にするよう申告している。

- ⑫ 秦代の曹については、土口史記二〇一五bを参照。

- ⑬ 類例簡として、庫畜員(10-290) 司空畜員(10-808+41)、少内畜員(10-1) 畜官畜員(10-84) 田畜員(10-347) 都郷畜員(10-982) 武春郷畜員(10-6) 啓陵郷畜員(10-381)がある。

- ⑭ 岡村二〇〇五、第六章第三節参照。また、前掲第一章注⑦も参照。李学勤二〇〇三、七八頁参照。

- ⑮ 里耶秦簡8-154簡に「卅三年二月壬寅朔々日、遷陵守丞都敢言之、令曰恒以朔日上所買徒隸數。・問之母当令者、敢言之」とあり、8-63+8-103+8-216簡もこれに関連するものと思われる。

- ⑯ こうした家畜の売買に関連した可能性がある簡として、以下の簡がある。〔三・売牛及筋〕(里耶秦簡8-102)

- ⑰ 本簡の綴合と解釈は「里耶秦簡校釈(弐式)」三八九頁によった。

- ⑱ 里耶秦簡における守官については青木二〇二〇を参照。以下の里耶秦簡に畜官守の例が見える。

卅年十二月乙卯、畜□□□作徒薄(簿) □ □ □

受司空居質一人 □

受倉隸妾三人 □

〔凡〕 □ □ □
〔二一〕 □ (里耶秦簡 8-199+8-68)

十二月乙卯、畜官守丙、敢言之、上。敢言 □

十二月乙卯水十一刻刻下一、佐式以来 □ (里耶秦簡8-199背+8-68背)

- ⑲ 毘畜斗數、母積聚畜產(『為吏治官及黔首』19)、畜馬牛羊、租稅輕

- 重弗審(『為吏治官及黔首』68)

第三章 秦漢期の大型動産管理と私有財産の把握

第一節 漢代の質と大型動産管理

前章では質を中心に秦代までの大型動産管理を検討してきたが、漢代にも質の制度が存在した。大型動産の質について、湖北省江陵県の前漢墓から出土し、漢初を記した張家山漢簡の『二年律令』津関令には以下のような記載がある。

十五、相国・御史請郎騎家在関外、騎馬節（即）死、得買馬関中人一匹以補。郎中為致告買所県道、県道官聽、為質告居県受数而籍書馬職（識）物・齒・高、上郎中。（『二年律令』津関令 513～514）

十五、相国・御史が申請いたします。郎騎のうち家が関外にあるものは、騎馬がもし死んだならば、馬を関中で一人に一匹買つて補充することができます。郎中は致を作成して馬を買う所の県道に報告し、県道官はそれを受理し、質文書を作成して本籍県に報告し、（本籍県から送られた）名籍を受けて馬の標識・年齢・高さを記載し、郎中に報告する。

本条文は、宮殿警護や宮中の諸事をつかさどる郎中令の麾下にあり、馬の所有を許された、郎騎に関するものである。本条文に関しては既に別稿でも言及しているが、行論の都合上、本稿でも改めて取り上げる。従来この津関令の質字は致字に読み替えられてきたが、ここの質はそのまま読むべきである。字跡が明確に質であること、ここの行為が馬の売買に関するものであること、津関令における致とは性格が異なることがその理由である。前者二つは説明を要しないだろうが、三つ目の理由に少し説明を加えたい。

致字については多くの先行研究があるが、甘肅省金塔県に位置する漢代の関所遺跡である肩水金関から出土し、二〇一六年に全巻公開された肩水金関漢簡を丹念に検討した、鷹取二〇一七の片道移動用の通行証という理解が最も妥当だと考へる。夙に李均明一九九九が指摘するように、致には「送る」という意味があり、人やものが所属地を離れて別地点に送

られることが基本的意味となる。鷹取氏が述べるとおり、致は通行証としてはその人や物の移動を司る人物や機関が発行するもので、伝と類似の発給手続きが行われ、戸籍の記載や登記の変更にも関係する文書であった。^② 致の発行はその人やものが所属する県が行うことが基本であるが、例外的に郎騎の場合は、その上司の郎中令が伝や致を発行することが認められている。『二年律令』513簡～514簡は郎騎の移動と馬の購入に関する規定であり、この致は馬を買いに行く郎騎の通行証と理解するのが妥当である。

一方で本条文の質は、馬を購入する場所の県道官が、質を作り、郎騎の居県に告げる、というものである。発行者は購入地の県道官で、馬に関するものである。仮にこれが致であれば、馬の移動証を居県に送る、すなわち馬を居県に移すということになるが、そもそも馬は居県ではなく郎騎の所有物であり、意味が通らないとまでは言わないが、迂遠な表現である。ここはむしろ質のままでよみ、郎騎の戸籍情報を管理する居県に対し、大型動産の売買が正当に行われたことを証明し、郎騎の所有大型動産情報を更新したのだろう。

以上のように理解すれば、質字以下の内容がより明瞭になる。一連の流れをまとめると以下の通りである。郎騎が新しい馬を買う場合、郎中令が購入に先だって致を作り、郎騎は購入予定地の県道官に向かい、購入する。購入地の県道官は致を確認して購入を許可し、質文書を作って郎騎の居住県に通達し、「受教」、名籍を受ける、つまり郎騎の戸籍の控えを取得し、購入した馬の情報とともに郎中令に上程した。郎騎の居県は送付された質文書を受理し、郎騎の所有大型動産情報を更新する。

郎中令は例外的に郎騎の通行証を発行することができたが、通行証の発行にはその身元情報、すなわち戸籍と、所有する馬などの情報が必要であったため、戸籍の控えと馬の情報を郎中令に渡す必要があったのだろう。

以上の津関令の内容からは、通行証を発行し他県で馬を買う場合、馬の購入地の県道官で質を作って、戸籍情報を有する居県に質文書が送られていることが分かり、これは『岳麓秦簡（肆）』の質の事例と矛盾しない。

なお、この他の津関令の事例にも馬の売買が見えるが、この条文にだけ質が存在するのは、これ以外の事例は官有馬になる馬の購入の場合や、記述が省略されているからだと考えられる。^⑤ 官有馬であれば質を行わずとも、官府で別途帳簿を作成し、所有する馬匹を管理できるためである。

以上、漢初においても大型動産売買の質の制度が残っていたことが明らかになった。このほか、二〇一三年に発掘された、湖南省益陽市の兔子山遺址七号井出土簡牘に、漢初の質に関する例がある。^⑥

四年四月丁亥朔丙申、都郷守蠡敢言之、倉麥・桴長区為県使漢長安長沙邸。自言与私奴婢偕、牒書所与偕者三人、（人）一牒、署奴婢主占者名于牒上。謁告過所県、即乏用欲売、聴為質、敢言之。／四月丁酉、益陽夫移過所県・長安市、令史可聴為質、它如律令。／処手、辰手（⑦③）

四年（恵帝四年、前一九一年）四月丁亥朔の丙申、都郷守の蠡が申し上げます、倉の麥・桴長の区は県の用務で漢長安の長沙邸に使用します。私奴婢を随行し、随行者三人を牒書し、人ごとに一牒、奴婢の主占者の名を牒上に記載しました、と申しています。請うらくは通過地の県に、もし用度が不足し（奴婢を）売却しようとするれば、質を作成することをゆるせ、と通達してください。以上申し上げます。四月丁酉、益陽県令の夫は通過地の県と長安の市に文書を送る、史に質を作成することをゆるさせるよう、その他は律令の通り。／処が記す、辰が記す。

このなかでは公務出張のために私有の奴婢を随行する長沙国の官吏が、資金不足に陥った場合に道中で奴婢を売却することを求めたもので、その際に通過地の県および長安の市に質文書を作るよう要請している。王国の官吏ではあるが、郷から県に、県から通過地および目的地へと文書が移送され、都郷において準備されたであろう、随行する奴婢の「主占者」の名を記した牒が正当な所有権を示す文書として機能していることが窺える。主占者の語については、岳麓秦簡で占質した典や老に当たる、漢代の里の父老を指すと思われる。

以上、質に依拠して秦漢期の大型動産管理方法の一端を検討し、戸籍と同様、郷において大型動産の所有情報が管理さ

れていたことを明らかにした。秦漢期にいかにして人々の大型動産を管理しようとしたか、多少なりとも明らかにできたかと思う。

第二節 秦漢期の私有財産の把握

前節まで質に依拠して秦漢期の大型動産管理方法の一端を検討してきた。戸籍と同様、郷で所有大型動産の情報が管理されていたことが明らかになったが、その他の財産を秦漢期ではどのように管理していたのかを考察したい。

後漢になると、家ごとの財産を定期的に申告させ、管理していたことが明らかになっている。後漢の人である鄭司農や鄭玄は、『周礼』の注釈の中で後漢当時の状況に言及している。『周礼』地官小司徒の鄭玄注に「物、家中之財なり、歳時に其の数を入るるとは、今の四時に事を言うが若し」とあることや、地官党正の鄭司農注で「校比、族師職に所謂時を以て民を属^{あづ}めて其の族の夫家の衆寡を校登し、其の貴賤・老幼・癡疾・任すべき者、及び其の六畜・車輦^{れん}を弁ず。今の小案比の如し」と述べるように、後漢の頃には季節ごとに家の財産を報告していたようで、人々の財産状況が把握されていた^⑦。こうした後漢のような定期的な財産状況の把握はいつから始まったのだろうか。

家の財産状況の把握については、秦代でも財産没収の事例があり、その際には臣や妾のような私的な隷属者のほか、家の樹木から家畜まで差し押さえられたことが睡虎地秦簡『封診式』に見える^⑧。

封守 郷某爰書。以某県丞某書、封有鞠者某里士五(伍) 甲家室・妻・子・臣妾・衣器・畜産。●甲室・人。一字二内、各有戸、内室皆瓦蓋、木大具、門桑十木。●妻曰、某、亡、不会封。●子大女子某、未有夫。●子小男子某、高六尺五寸。●臣某、妾小女子某。●牡犬一。(『封診式』封守)

封守 郷の某の爰書。某県の丞の某の書状をもって、取り調べを受けている某里の士伍の甲の家室・妻・子・臣妾・衣器・畜産を差し押さえました。●甲の家屋・人は以下の通り。一堂と二内、それぞれ扉があり、内室はすべて瓦ぶきで、木が十分にそなわり、

門に桑十本がある。●妻は某と言ひ、逃亡して、差し押さえに立ち会わなかった。●子の大女子の某は、まだ夫がない。●子の小男子の某は、身長が六尺五寸。●臣の某・妾の小女子の某がいる。●牡犬一匹。

袁延勝二〇一八はこの『封診式』の例を後掲する『二年律令』331の「民宅園戸籍」の例とみなす。『封診式』は裁判に関する文書の文例集であり、本簡の記述が戸籍そのものでないのは明らかだが、戸と結びつけられた不動産や動産の具体的な内容を推測するのに有用な史料であるとはいえよう。ただ、戸籍自体に直接所有財産が書かれていたという史料はなく、戸籍簡と見なされる物も、奴婢までしか書いていない場合が多い^⑩。馬牛などの財産は戸籍とは別途記録されていたと思われる。

人々の財産状況の把握について、秦代の裁判記録である、『岳麓秦簡（参）』所収の『為獄等状等四種』中の事案七に、家の財産申告をする際、債権分の財産申告を隠匿したことが記される。

【敢讞（讞）】之。十八年八月丙戌、大女子媼自告曰、七月、為子小走馬弟（義）占家訾（訾）。弟（義）当責大夫建・公卒昌・士五（伍）積・喜・遺錢六万八千三百、有券、媼匿不占吏為訾（訾）。（『為獄等状等四種』識劫媼案108～109）^⑪
おそれながら以下お伺いいたします。十八年（前二二九年）八月丙戌、大女子の媼が自ら告げて言うことには、七月、息子の小走馬の義のために家の財産を申告しました。義には大夫の建・公卒の昌・士伍の積・喜・遺に對する六万八千三百錢の債権があり、券があるが、媼は隠匿して吏に財産であることを申告しませんでした。

この事例では富豪の死後、その遺産を巡る問題が取り上げられる。事実婚をしていた媼は、幼い子の義に代わって家産申告を行うのだが、債権を隠して不正申告を行っていたのを識という男性に脅され、といった具合に事件が進行していく。事件の詳細は割愛するが、遺産相続の際に家産申告をし、その家産には債権も含まれることが分かる。この家産申告が年に一回などの定期的に行われたものなのか、相続の時にしか行われなかったのかは詳らかではないが、秦代において既に人々の財産状況が一定程度把握されていたということを証明するには十分であろう。

ただ、これが市での生業を行っていたから特別に行われた措置なのか、広く一般の民すべてを対象としたのかは明らかでない。今回の質の検討から、民間所有大型動産は把握していたと思われるが、その他の財産に関しては不明といわざるを得ない。

前漢代には所有する大型動産に課税をしていたことが分かっている。山田勝芳一九九三によれば、畜算と呼ばれる、商人が取り扱う家畜に対する税金が課され、馬口銭や箒馬牛羊などの語が見えること、また財産税として、算緡銭を徴収していたとされる。ただ、財産税は山田氏によれば一時的なものであり、恒常的な税ではなかったという^⑫。財産税が臨時的であったか否かについてはともかく、財産に対する課税が存在した以上、人々の財産を把握する手立てが確立していたことは確かである。

『二年律令』戸律から、漢初で既に人々の財産状況を戸ごとに把握していたことが分かっている。

恒以八月令郷部嗇夫・吏・令史相雜案戸、籍副臧（蔵）其廷。有移徙者、輒移戸及年籍爵細徙所、並封。（『二年律令』戸律338）
つねに八月に郷部嗇夫・吏・令史に共同で戸を調査させ、籍の副本はその廷に收藏する。住居を移す者がいれば、そのたびに戸籍と年籍・爵の詳細を徙った所に移送し、あわせて印で封じる。

戸籍自体について、八月に戸口調査を行っていることが分かり、さらに以下のような様々な種類の簿籍が制作され、人々の年齢や不動産などの情報が戸籍同様、県の役所である県廷に保管されていた。

民宅園戸籍、年細籍、田比地籍、田合籍、田租籍、謹副上県廷（『二年律令』戸律331）

民宅園戸籍、年細籍、田比地籍、田合籍、田租籍は、厳正に副本をつくり県廷に提出する。

それぞれの籍が具体的にどのような情報を記載していたかは諸説あるものの、戸籍とともに土地や宅、園などの情報が県廷に送られていたことが分かり、戸籍に基づいて不動産などを国家が把握していたことは明らかであろう。

大型動産について、漢初には既に、奴婢などの相続情報は券に書き、戸籍のように県廷に送る必要があった。また馬牛

羊などの財物は家庭内分与が可能だが、官に定籍する必要がある、これは相続のたびに行うものであった。

民欲先令相分田宅・奴婢・財物、郷部嗇夫身聽其令、皆参升券書之、輒上如戸籍。有争者、以券書從事、毋券書、勿聽。所分田宅、不為戸、得有之、至八月書戸。留難先令、弗為券書、罰金一兩。（『二年律令』戸律 337～339）

民が遺言してともに田宅・奴婢・財物を分与するときは、郷部嗇夫が直接その遺言を受理し、いずれも参升券を作成して内容を記し、そのたびに戸籍と同じように提出させる。係争が起こった場合、券書で処理し、券書がなければ、受理しない。分与された田宅は、戸を形成していなくても、これを保持することができ、八月になれば戸籍に記入する。遺言に言いがかりをつけて留保して、券書を作成しなければ、罰金一兩。

民大父々母々・（父母）・子・孫・同々産々、（同産）子、欲相分予奴婢・馬牛羊・它財物者、皆許之、輒為定籍。（『二年律令』戸律 337）

民の祖父母・父母・子・孫・同産、同産の子で、奴婢・馬牛羊・他の財物を分与しようとする者は、いずれもこれを許可し、そのたびごとに定籍を作成する。

以上の『二年律令』の記述をまとめれば、不動産と違い、所有動産についてまとめた簿籍が作られたかどうかは不明であるが、相続の際には正当に相続が行われた証明となる、三つに分割された券（参升券）が作成され、その一つが県廷に保存された。なお、ここでは書かれていないが、残りの二つは相続する側、相続された側に保存されたと考えられる。このため、この券と戸籍とともに参照することで、戸ごとの所有財産について把握することが可能であったと思われる。

ただ、戸籍は年に一回、八月に戸口調査が行われるのに対し、所有動産は相続のたびに、と書かれている。そもそも所有動産に関する記述が少ないため、確実とは言えないが、動産については定期的な調査は行われず、主要な所有動産に変更がある際に、都度官に申告されたものと思われる。

二十世紀の前半に、現在の内モンゴル自治区、居延烽燧遺址から発見された居延漢簡には、漢代の辺境防衛に関する簡

贖が多数含まれているが、その中に家財の評価額が書かれた簡贖が出土している。居延漢簡には候長や隧長名簿など、家族や奴婢、財産を示したものがある。

小奴二人、直三万 用馬五匹、直二万 宅一区、万

候長饒得広昌里公乘礼忠年卅 大婢一人、二万 牛車二両、直四千 田五頃、五万

輜車二乘、直万 服牛、二六千

●凡訾直十五万（居延漢簡3735）

これは官吏任用の財産評価の意味合いを持つため、それぞれの財産の評価額まで記載されている¹³。一般の人々の財産情報の評価額まで記載されていたかは不明だが、官吏についてはこのようにかなりの程度把握していたことが分かる。

① 宗二〇三三a第三章参照。

② 鷹取二〇一七は肩水金閼の史料から伝や致をはじめとする通行証を論じており、その発給手続きについても論じている。伝は民からの申請を受けて、郷嗇夫が戸籍の確認を行い、最終的に県令長丞が伝を発給しており、旅行者が携帯する通行証であった。致も伝と同様の発給手続きであったとしており、本稿では氏の説に従う。

③ この致には購入する郎騎の情報などが書かれていたと思われる。

④ 通行証の発行は県の管轄だが、厳密には戸籍を有する郷で所有財産が把握されていたと考えられる。

⑤ 『二年律令』津関令506～508簡、519簡は関津通過が主の話で質には言及されず、509～511簡、516～517簡は官所有になる馬を買う場合である。520簡～523簡は、購入手続きの詳細が書かれていないため質が書かれていないが、おそらく郎騎が購入する際と同様の手続きを取ったと思われる。

⑥ 基本的に陳偉二〇二四の釈文に従った。この他、曹旅寧二〇二〇、張忠煒二〇二二に本簡についての考察がある。張忠煒二〇二二を除く

先行研究では通行証の実物と解釈するが、肩水金閼出土の通行証とは書式が違いため、本簡は益陽県から他県へ送る文書の控えて、別に通行証と牒書が作成されたと思われる。また本簡を惠帝四年のこととする張桑田二〇二四に従った。

⑦ 山田勝芳一九九三、第三章第四節二〇八頁参照。

⑧ 山田勝芳一九九三、第三章第五節二二四頁参照。

⑨ 袁延勝二〇一八、七六頁。

⑩ 里耶秦簡の戸籍簡とされるものについては、例えば里耶秦簡283があげられる。「南陽戸人荊不更蜜強 妻曰賺 子小上造□ 子小女子駝 臣曰聚 伍長」『里耶發掘報告』二〇三～二二一頁参照。また、邦文では鈴木二〇二二、第一章に戸籍情報を含む簡への言及がある。

⑪ 本簡の釈読は陶安二〇二二に従った。

⑫ 山田勝芳一九九三、第三章第五節三三四頁

⑬ 居延漢簡283は礼忠簡とも称され、その性格については平中一九六七をはじめ、漢代の財産税に関連して議論があるが、本論の趣旨とは異なるため詳述は避ける。本簡の理解、および先行研究については

永田二〇一八、第Ⅱ部第五章を参照。

結 び に

以上、大型動産管理について検討を加えてきた。本稿の内容をまとめると以下の通りになる。

先秦期の大型動産管理の目的はまず軍事的需要があり、主に馬や車を把握するものであったが、戦国時代には経済的指標としての家畜の数を把握する必要性が存在したことを指摘した。

また、秦代の質の検討から、秦では大型動産売買の際に質を作成し、民間所有の大型動産を郷レベルで把握していたことを指摘した。こうした動産所有情報が戸籍簿に直接記載されたかは不明だが、郷において戸籍簿と同様に所有大型動産情報を管理していたであろうこと、公的機関での動産管理の実例から簿による管理がなされたことを推測した。民間所有の大型動産の数量や所在を把握し、その移動を管理するものが質制度だったと考えられる。

続く漢代においても、津関令の検討を通して、質を用いた大型動産管理が行われていたことを指摘した。『二年律令』戸律の内容から、不動産と同様に簿籍の形で管理されたかは不明だが、相続のたびに券が県廷に保存され、必要であれば戸が所有する主要な財産情報を確認することができた。こうした財産情報の把握によって、漢代の財産税の実施が可能になったと思われる。居延漢簡では所有大型動産の価値が銭で表記され、官吏に対しては詳細に管理していたことを指摘した。後漢代には所有財産の総額を把握することが始まっていたことは先学が指摘する通りだが、こうした人々の所有動産の管理について、古代中国での一連の流れを本稿では確認した。

こうした所有動産管理の変遷を辿ることで、秦から漢にかけて、着実に人々の財産を把握する仕組みが整っていたこととともに、秦代にその核が成立していたことが分かるだろう。秦代についてはなお不明な点も多いが、財産税などの話が史書中に見えないことから、漢代ほど民間所有財産の把握が進行していなかったのではないかと現時点では考えている。

こうした秦から漢への変化がどのような要因に基づくのか、今後の課題としたい。

参考文献一覧

(日文) 五十音順

- 青木俊介 二〇二〇『秦代における県の守官任職者について——遷陵県の官吏異動状況から——』『東洋史研究』七八巻四号
- 池田雄一 二〇二二『中国古代の律令と地域支配』汲古書院
- 岡村秀典 二〇〇五『中国古代王権と祭祀』学生社
- 小倉芳彦 二〇〇三『小倉芳彦著作選Ⅲ 春秋左氏伝研究』論創社
- 金谷治 一九八七『管子の研究・中国古代思想の一面』岩波書店
- 重近啓樹 二〇〇九『近年における秦漢経済史研究の成果と課題』『アジア研究』四巻
- 鈴木直美 二〇一二『中国古代家族史研究——秦律・漢律にみえる家族形態と家族観——』刀水書房
- 曾我部静雄 一九八三『周礼の郷・遂と稍・県・都について——巻頭言にかえて——』『集刊東洋学』五〇号
- 鷹取祐司 二〇〇八『秦漢時代の刑罰と爵制的身分序列』『立命館文学』六〇八号
- 二〇一七『肩水金關遺址出土の秦人の存在形態』愛媛大学「資料学」研究会編『資料学の方法を探る』一二
- 二〇一九『漢代の民用通行証と通関名籍』肩水金關遺址出土通関名籍分析のための予備作業（芳村弘道教授退職記念論集）『立命館文学』六六四号
- 二〇一五a『里耶秦簡にみる秦代県下の官制構造』『東洋史研究』七三巻四号
- 二〇一五b『秦代の令史と曹』『東方学報』九〇冊
- 永田英正 二〇一八『漢代史研究』汲古書院
- 野間文史 二〇一〇『春秋左氏伝——その構成と基軸』研文出版
- 平中孝次 一九六七『中国古代の田制と税法——秦漢経済史研究——』東洋史研究会
- 宮宅潔編 二〇二三『岳麓書院所藏簡《秦律令（卷）》詁注』汲古書院
- 宗周太郎 二〇二三a『質字考』『古代文化』七四巻四号
- 二〇二三b『戦国秦漢期の商取引管理——券と質を中心に——』『日本秦漢史研究』二十四号
- 山田勝芳 一九九三『秦漢財政収入の研究』汲古書院
- 山田崇仁 二〇〇六『周礼』の成書時期・地域について『中国古代史論叢』第三集

吉本道雅 一九九「曲礼考」小南一郎編『中国古代礼制研究』京都大学人文科学研究所

——二〇〇二「左伝成書考」『立命館東洋史学』二二五号。

——二〇〇五『中国先秦史の研究』京都大学学術出版会

劉欣寧 二〇一二「秦漢時代の戸籍と個別人身支配…本籍地に関する考察」『史林』九五卷六号。

（中文） 拼音順

曹旅寧 二〇二〇「漢唐時期律令法系中奴婢馬牛等大宗動産買売過程研究」『社会科学』二〇二〇年第一期

陳偉 二〇〇三「張家山漢簡《津関令》中の涉馬諸令研究」『考古学報』二〇〇三年第一期

——二〇二四「益陽兔子山七号井木牘73識小」簡帛網 (<http://www.bsm.org.cn/jianpan/9349.html>) (二〇二四年一月公開、二〇二五年四月二十日
檢索)

陳偉主編 二〇一二『里耶秦簡牘校釈（第一卷）』武漢大学出版社

——二〇一八『里耶秦簡牘校釈（第二卷）』武漢大学出版社

郭沫若 一九八二『中国古代社会研究』（郭沫若全集歴史篇第一卷）人民出版社所収

晋文 二〇二一『秦漢土地制度研究』社会科学文献出版社

李均明 一九九「簡牘文書『致』考述」同『初学録』所収、蘭台出版社

李孝林ほか 二〇一二『基于簡牘的經濟、管理史料比較研究』社会科学文献出版社

李学勤 二〇〇三「初説里耶秦簡」『文物』二〇〇三年第一期

羅振玉 一九二七『增訂殷墟書契考釈』東方学会

陶安 二〇二一『岳麓秦簡為獄等狀四種釈文注釈（修訂本）』上海古籍出版社

武漢大学簡帛研究中心 湖北省文物考古研究所等編 陳偉主編 二〇一四『秦簡牘合集』武漢大学出版社

——二〇一六『秦簡牘合集 釈文注釈修訂本』武漢大学出版社

楊振紅 二〇二三「漢代算車、船、鐙錢制度新考」同『出土簡牘与秦漢帝国』所収、中国社会科学出版社

袁延勝 二〇一八『秦漢簡牘戸籍資料研究』人民出版社

臧知非 二〇一七『秦漢土地賦役制度研究』中央編訳出版社

張家山二四七号漢墓竹簡整理小組 二〇〇一『張家山漢墓竹簡（二四七号墓）』文物出版社

——二〇〇六『張家山漢墓竹簡（二四七号墓）釈文修訂本』文物出版社

張桑田 二〇二四「益陽兔子山遺址七号井簡牘史料価値拳隅」『中国史研究動態』二〇二四年第一期

張忠偉 二〇二二「湖南益陽兔子山遺址J7⑦·3木牘考釈——兼論《徐偃矯制》」『文物』二〇二二年第六期

張燕 二〇二二「睡虎地秦簡中的《公》與《官》以官方財產所有權標識為核心」『河北師範大學學報（哲學社會科學版）』三五卷五期

張榮強 二〇二三「從戶版到紙籍：戰國至唐代戶籍制度考論」科學出版社

鄭顯文·王蕾 二〇二二「漢代私有財產權制度的歷史演變及法律保護」『東岳論集』二〇二二年第一期

朱德貴 二〇二二「新出簡牘與秦漢賦役制度研究」中國人民大學出版社

簡牘史料

睡虎地秦墓竹簡整理小組編 一九九〇『睡虎地秦墓竹簡』文物出版社

湖南省文物考古研究所編著 二〇〇七『里耶發掘報告』岳麓書社

——二〇一二『里耶秦簡（壹）』文物出版社

——二〇一七『里耶秦簡（貳）』文物出版社

——二〇二四『里耶秦簡（參）』文物出版社

朱漢民·陳松長主編 二〇一〇『岳麓書院藏秦簡（壹）』上海辭書出版社

——二〇一三『岳麓書院藏秦簡（參）』上海辭書出版社

陳松長主編 二〇一五『岳麓書院藏秦簡（肆）』上海辭書出版社

謝桂華·李均明·硃國炤 一九六七『居延漢簡積文合校』文物出版社

簡牘整理小組編 二〇一四『居延漢簡（壹）』中央研究院歷史語言研究所

張家山二四七號漢墓竹簡整理小組 二〇〇一『張家山漢墓竹簡（二四七號墓）』文物出版社

彭浩·陳偉·王藤元男編 二〇〇七『二年律令與奏讞書、張家山二四七號漢墓出土法律文獻輯說』上海古籍出版社

湖南省文物考古研究所 二〇二〇『沅陵虎溪山一號漢墓』文物出版社